長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

配信日 平成29年6月22日

ライターの事故

内容

昨日、コンビニで買ったたばこのおまけにライターが付いていた。そのライターでたばこに火 をつけ車を運転していたら焦げ臭さを感じた。しばらくしてライターを入れたドアポケットの中 が燃えているのに気付いた。すぐに車を止め、消火した。しかし一つ間違えば大きな事故になる ところだ。原因を調べてほしいが、問題のライターは処分してしまった。(30代、男性)

消費生活センターからのアドバイス

ライターの事故原因で多いのは、使用後の残り火、自動車内などへの放置、子どもの火遊びです。

ライターの使用後は、火が完全に消えていることを確認しましょう。車内のほかコンロやスト ーブの周辺など高温となる場所にライターを置いてはいけません。また、子どもの目に付き、 手の届く所にも置かないようにしましょう。

消費者の生命や体に特に危害を及ぼす恐れのある製品には、国の定めた技術上の基準に適合す るPSCマークが表示されています。表示のない古い使い捨てライターは、処分してください。

事故が起きた場合は、製品を保管し現場の写真を撮るなど状況を詳しく記録して業者に伝えま しょう。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または 「各市町相談窓口」にご相談ください。



長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月~金曜日) ... 午前9時~午後5時(12時~13時を除く)

全国共通ダイヤル ☎188 (イヤヤ!)



長崎市消費者センター (095 - 829 - 1234)佐世保市消費生活センター

(0956 - 22 - 2591)

島原市消費生活センター

(0957 - 62 - 9100)

諫早市消費生活センター

(0957 - 22 - 3113)

大村市消費生活センター

(0957 52 9999)

平戸市消費生活センター

(0950 22 4222)

松浦市消費生活センター (0956 - 72 - 1861) 対馬市消費生活相談所

(0920 - 52 - 8322)

壱岐市消費生活センター

(0920 - 48 - 1135)

五島市消費生活センター

(0959 - 72 - 6144)

西海市消費生活センター (0959 - 37 - 0145)

雲仙市消費生活センター

(0957 38 - 7830)南島原市消費生活センター

(0957 - 82 - 3010)

各町にも相談窓口があります